

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。



(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御 中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等については、「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）」（令和 8 年 4 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示ししている。

今般、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」、「歯科技工所ベースアップ支援料」、「調剤ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」に係る診療報酬請求について、保険医療機関等より提出された施設基準の届出と請求内容に疑義が生じているところである。

令和 8 年 6 月及び 7 月診療分に係る診療報酬請求については、診療報酬改定に伴う対応が多岐に渡ったことを踏まえ、審査支払において特段の対応を行うよう、調整を図ったところである。

令和 8 年 8 月診療分以降の診療報酬請求に当たっては、上記事務連絡を参考としつつ、各保険医療機関等において施設基準の届出内容を改めて確認の上、適切な請求を行うよう、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底を図られたい。